

平成17年10月12日

告示第908号

さいたま市産業立地促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、企業が研究開発機能、本社機能、製造機能又は東日本の活動拠点機能（以下「研究開発機能等」という。）を有する事業所等を市内に新たに開設する場合に、当該経費の一部を補助することにより、市内への企業の立地を促進し、もって本市産業の集積及び経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象業種 別表に掲げる産業分野に関する製品製造又はそのための技術提供を行う業種をいう。
- (2) 企業 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号に規定する普通法人をいう。
- (3) 研究開発機能 機器、装置、システム等の技術開発又は素材若しくは製品の開発を行うための試験研究、分析評価等を行う機能をいう。
- (4) 本社機能 総務部門、経理部門、企画部門、事業統括部門その他これらに類する部門で、企業の中核機能をいう。
- (5) 製造機能 様々な原材料を用いて、加工又は組立てを行い、製品を製造する機能をいう。
- (6) 東日本の活動拠点機能 支社（専ら倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供するものを除く。）としての機能を有し、その事業の対象地域に、本市の区域及び北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県又は長野県の区域を含むものをいう。
- (7) 立地 市内に研究開発機能等を有する自己所有の事業所等を新たに開設（1年を超えない期間の賃貸借契約による事業所等の開設を経て、当該事業所等を自己所有とする場合を含む。）をし、補助対象業種を営むことをいう。

- (8) 投下固定資本額 企業の立地に必要な、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる減価償却資産（自ら施工又は製造した資産を除く。）の取得価額（同令第54条の規定による取得価額をいう。以下同じ。）の総額をいう。
- (9) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (10) 常時雇用者 事業所等に勤務する労働者で雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (11) 役員 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。
- (12) 暴力団 さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (13) 暴力団員 さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、立地する者で、次に掲げる全ての要件（中小企業者にあつては、第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる要件）を満たすものとする。

- (1) 1年以上（合併、分割その他の事由により事業が継承された場合においては従前からの期間を含む。）の事業実績を有する企業であること。
- (2) 研究開発機能、本社機能、製造機能及び東日本の活動拠点機能に係る投下固定資本額が3億円以上（中小企業者にあつては、1億円以上）であること。
- (3) 法人税法施行令第13条第1号に規定する建物のうち研究開発機能、本社機能、製造機能及び東日本の活動拠点機能に係る新築、増築、改築又は取得部分の床面積が1,000平方メートルを超えること。
- (4) 研究開発機能等に係る投下固定資本額について、国、地方公共団体その他公共団体からこの告示と同種の補助金の交付を受けないこと。
- (5) 当該事業所等がさいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱（平成18年さいたま市告示第108号）第16条の規定による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 第3号の建物を取得する場合にあつては、当該事業所等の資産価値を向上させ

る工事を施すこと。

(7) 事業に必要な届出又は許認可等を取得していること。

(8) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団

(2) 補助対象事業者の役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、投下固定資本額のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に100分の10を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1企業につき2億円を限度とする。

(大型特例)

第6条 補助対象事業者のうち、次の各号のいずれにも該当する者については、前条の規定にかかわらず、補助金の額は、1企業につき10億円を限度とする。

(1) 3年以上（合併、分割その他の事由により事業が継承された場合においては従前からの期間を含む。）の事業実績を有する企業であること。

(2) 投下固定資本額が50億円以上であること。

(3) 補助金の交付の対象となる研究開発機能等を有する事業所等における常時雇用者が500人以上であること。

(投下固定資本額の特例)

第6条の2 立地に係る事業所等を賃借する補助対象事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）で、次に掲げる要件を満たすものがある場合における投下固定資本額は、当該補助対象事業者の投下固定資本額と当該子会社の法人税法施行令第13条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる減価償却資産の取得価額の総額とを合算した額とする。

(1) 当該事業所等において研究開発機能等を有する事業所等を新たに開設し、補助対象業種を営むこと。

- (2) 当該補助対象事業者が次条の事業計画を市長に提出する日の属する事業年度の前年度について当該補助対象事業者が作成した連結計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいう。）において、企業集団に含まれていること。

（事業計画の確認）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の前日までに事業計画を作成し、市長の確認を受けるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる研究開発機能等を有する事業所等の新築、増築又は改築 工事に着手する日
- (2) 補助金の交付の対象となる研究開発機能等を有する事業所等の取得 売買契約を締結する日

（事業計画の確認通知等）

第8条 市長は、事業計画が第1条に規定する補助金の交付の目的に適合するか否かを確認し、補助対象事業者に対して、その結果を通知するものとする。

2 市長は、必要があるときは、前項の規定による適合する旨の通知に、条件を付すことができるものとする。

3 第1項の規定により適合する旨の通知を受けた補助対象事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該通知を受けた日後1年以内に事業所等の新築、増築若しくは改築に着手し、又は売買契約を締結すること。
- (2) 当該通知を受けた日後3年以内に事業を開始すること。ただし、事業計画の確認をうけた後に、やむを得ない事由により事業の開始までに3年を超える期間を要する場合で、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業計画の変更及び取下げ）

第9条 第7条の規定により事業計画の確認を受けた補助対象事業者は、当該事業計画に変更が生じたときは、変更した事業計画を作成し、市長の確認を受けるものとする。

2 市長は、変更した事業計画が第1条に規定する補助金の交付の目的に適合するか

否かを確認し、補助対象事業者に対して、その結果を通知するものとする。

- 3 第7条の規定により事業計画の確認を受けた補助対象事業者が、当該事業計画を取り下げるときは、市長にその旨を申し出なければならない。

(事業計画の承継)

第10条 事業計画の確認を受けた後に、合併、分割その他の事由により、補助対象事業者の当該事業計画を承継しようとする者は、当該補助対象事業者の地位を承継することができる。

- 2 補助対象事業者の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(企業の立地実績の報告及び補助金の交付申請)

第11条 第8条第1項又は第9条第2項の規定により適合する旨の通知を受けた補助対象事業者は、企業の立地後12月以内にその実績の報告を行うとともに、別に定める交付申請書類により補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行わなければならない。

(交付の決定及びその額の確定)

第12条 市長は、交付申請があったときは、現地調査、企業の立地実績、交付申請書類等により審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定及びその額の確定（以下「交付決定等」という。）を行い、その旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、補助金の不交付を決定し、その旨を通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を10年に分割して交付する。
- 4 市長は、第1項の場合において、補助金交付の目的達成のために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

(事業の継続義務期間)

第13条 交付決定等を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定等に基づき立地する場所において、補助金の交付の対象となった研究開発機能等を有する事業所等における事業を、その事業を開始した日から10年間継続しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第14条 補助事業者は、交付決定等の内容又は付された条件に不服があるときは、交付決定等の日から14日以内に交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該交付決定等は、なかったものとみなす。

(交付の請求)

第15条 補助事業者は、毎会計年度、補助金の交付を受けようとする日の1月前までに、市長に対して補助金の交付の請求を行うものとする。

(交付)

第16条 市長は、補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定等に基づく事業の変更等)

第17条 補助事業者は、交付決定等に基づく事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において補助金の交付の目的の達成のため必要があるときは、交付決定等の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業者の地位の承継)

第18条 補助事業者が、合併、分割その他の事由により、補助事業者の地位を承継させようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継した者は、この告示及びこの告示に基づく補助金の交付の条件を遵守しなければならない。

(交付決定等の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示又はこの告示に基づく補助金の交付の条件を遵守しなかったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の方法により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(6) 第17条第1項の規定による事業の内容の変更又は廃止その他の事由により、補助金の交付の目的が達成されないと市長が認めるとき。

(返還)

第20条 市長は、前条の規定により、交付決定等を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金について、その返還を命ずるものとする。

2 交付決定等の一部を取り消した場合の補助金の返還額は、第13条に規定する事業の継続義務期間、財産の耐用年数等を勘案して別に市長が定める。

(加算金)

第21条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から返還を命じた補助金が納付された日までの日数に応じ、当該補助金の交付額につき年10.95%の割合で計算した額の加算金の納付を補助事業者に求めることができる。

(継続状況の報告及び調査)

第22条 補助事業者は、この告示の適正な執行を図るため、交付決定等に基づく事業の実施状況について市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告は、原則として交付決定等をした日の属する会計年度から第13条に規定する事業の継続義務期間が経過する日の属する年度の翌年度までの間、毎会計年度末までに行うものとする。

3 市長は、第1項の事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して調査を行うことができる。

(補助事業者の責務)

第23条 補助事業者は、交付決定等の内容及びこれに付した条件に従い、補助事業等を実施しなければならない。

2 補助事業者は、補助に係る経理について明確にした帳簿書類を整備し、交付決定等の日の属する会計年度から10年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲

渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第13条に規定する事業の継続義務期間を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 第2条第8号に規定する減価償却資産
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定めるもの
(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日 告示第326号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日 告示第345号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日 告示第392号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 告示第446号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市産業立地促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市長の事業計画の確認を受ける補助対象事業者に適用し、同日前に市長の事業計画の確認を受けた補助対象事業者にあつては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年6月25日 告示第912号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市産業立地促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に初めて補助金の交付の申請をする補助対象事業者について適用し、同日前に初めて補助金の交付の申請をした補助対象事業者については、なお

従前の例による。

附 則（平成29年3月7日 告示第338号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月15日 告示第1324号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月9日 告示第1121号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日 告示第584号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のさいたま市産業立地促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市長の事業計画の確認を受ける補助金の交付について適用し、同日前に市長の事業計画の確認を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月14日 告示第405号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のさいたま市産業立地促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市長の事業計画の確認を受ける補助金の交付について適用し、同日前に市長の事業計画の確認を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日 告示第608号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のさいたま市産業立地促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に市長の事業計画の確認を受ける補助金の交付について適用し、

同日前に市長の事業計画の確認を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

産業分野	産業分野の主な産業
ライフサイエンス分野	(1) 医療機器、福祉機器、健康機器、医療技術 (2) 医薬品、保健機能食品
情報通信分野	(1) 情報通信機器、映像機器、音響機器、情報家電、電子部品、デバイス (2) ソフトウェア、情報処理・提供サービス、通信、放送、映像、音声情報
環境分野	(1) 環境関連機器・装置の製造、モニタリング、分析評価 (2) 環境負荷低減技術
ナノテクノロジー・材料分野	(1) 光学機器その他の精密機器 (2) ナノ物質・材料、ナノバイオロジー (3) 先端素材、物質・材料技術
エネルギー分野	(1) 燃料電池、太陽光発電、新エネルギー(バイオマス等) (2) 省エネルギー・エネルギー利用高度化技術
製造技術分野	(1) 高精度加工技術、マイクロマシン技術 (2) 新計測・加工技術、新化学反応技術
社会基盤分野	(1) 防災、危機管理に関する技術 (2) 輸送用機器・旅客、貨物の輸送(自動車、船舶、航空機、鉄道等) (3) 都市基盤整備、住宅供給
フロンティア分野	(1) 衛星通信、地球観測、宇宙開発(資源探査等) (2) 海洋エネルギー、海洋開発(海洋生物資源利用等)
食品関連分野	食料品・飲料品
その他	上記の産業分野に類するものとして、特に市長が認めるもの